2024年7月版

こうべの団体保険 (団体総合生活保険)

団体契約だから保険料が割安です

Webからの お手続きは



個人賠償責任が 内無制限!

※示談交渉サービス付き

護士費用補償が いています!



※お一人様が加入すれば、 ご家族全員補償対象

詳細については、P.6の*2 *3を ご確認ください

自転車以外の交通 事故によるおケガ も補償!

保険期間

2024年7月1日午後4時から 2025年7月1日午後4時までの1年間

締切日の翌月の1日午後4時から(webから のお手続きの場合、午前0時から)補償開始日 となり、補償期間は2025年7月1日午後4時 までとなります。

3つの補償で (Aタイプに

お問い合わせ先

ご加入の場合)

取 扱 代理店

·プ保険プラザ (株)コープエイシス 保険事業部 〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目2番1号

類 0120-156-980 http://ck.coop-kobe.net/assis/ins 受付時間/9:00-17:00(12/30~1/3・日曜日除く)

引受保険 会 社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)兵庫本部 企業営業部 神戸公務金融課 〒650-0024 神戸市中央区海岸通7番第2神港ビル **2**078-333-7241

転車事故による治療費や損害賠償金は高額となるケースがあります!

ご自身の おケガ

加害者となる

ケース

交通事故傷害補償(本人型)

国内外での交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払い します。(交通事故傷害危険のみ補償特約セット)

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

※加害者になっても被害者になっても補償の対象となります。





個人賠償責任補償(家族型)

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で 他人から借 りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を 負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、白転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みませ

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。 ・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。 ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

【相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉 は原則として東京海上日動が行います。









弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁 護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

被害者となる ケース

・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。

・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。

・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。 どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 菊蓮冤罪を証明するための弁護士費田等は対象外となります。

*2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

55. 0120-708-110 :24 時間 365 日

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

●緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊 急医療相談に24時間お電話で対応します。

●予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専 門的な医療・健康電話相談をお受けします。

●転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭 乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅 先での最寄りの医療機関等をご案内します。

●がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富 な医師とメディカルソーシャルワーカーが お応えします。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負 担いただきます。

-サポ-

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。 • 法律相談

受 付 舑 間: いずれも 土日祝日 年末年始を除く

• 税務相談 ・社会保険に関する相談 : 午前10時~午後6時 ・暮らしの情報提供 : 午前10時~午後4時

自動セット

午前10時~午後6時 午後 2時~午後4時

ഞ 0120-285-110

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じ て、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。 [ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわか りやすく電話でご説明します。 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する 情報・各種スクール情報等、暮らしに役立 つ様々な情報を電話でご提供します。

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、 優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します

舑 付 いずれも 土日祝日. 年末年始を除く

•電話介護相談 :午前9時~午後5時 ・各種サービス優待紹介 :午前9時~午後5時

50 0120-428-834

●電話介護相談

● **160 / 162 TIDON**ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度のM谷ヤ利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
★1 ★雪託でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に

お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に 基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

●インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や 介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 [ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

●各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」 「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有 「見づり・繁恵 連報システム」「福祉機器」「有 料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー 旅行」といったご高齢の方の生活を支える 各種サービスについて優待条件でご利用 いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。 *2 本サービスは、サービス対象者「(ご注意ださい) をご参照ください。」に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイ

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、 対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。 ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。 ※・職務を行に関する精神的苦痛されび職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です ※・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うため もので、すべての問題解決を保証するものではありません。 支援を行うための

●いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)に

ついて弁護士に電話で相談できます。 ※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。 ・いじめ 嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為 ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

自動セット [対象となる補償]弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

受付時間 ・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス: いずれも 午前10時~午後6時

5 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分~午前9時30分/午後5時~午後10時

ഈ 0120-106-670

●痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での 対応方法について弁護士に雷話で相談できます。

がある。 なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番 号をご登録いただくことをおすすめします。

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。 ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

年末年始を除く

1

	記目組合 。こうべ御中	コープ	こうべの団体	保険 自転車事品	女補償プラ			原票 KU	
A917	<u> 000</u> 申込日 (記入日)	3令和		型)+弁護士費用等補償特約([0018] 組合員番号 (とつめて記入ください) 2025年5月2	(人格権侵害等) (家族	<u> </u>	0028 理店)B6 神戸	公務金融課プエイシス
םל	フリ <u>0A0</u> ガナ 0A0 〒 <u>000</u> 住 <u>000</u>	05 13	-				0029 約者(団体) GE 0010 話番号		・プこうべ
入	所						0W23 中の連絡先	_	_
者			内容について」を確認し、契約者である	回体に対して加入を依頼します。 生年 月日	(咱们/1(平成)	(相)	[0002] お客様 賞開始日) 3令 記入不要		必要はございません 月 ① 日
	自署	7/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· / · / · / · / · / · / · / · / · / · /	[0014] 性別) 1	安) 2	7.2	ード	
	の同意内容について 1110 ご加入者 住所と1	カナ 1511 1512 〒 1113	(※ 1) 主員は、以下である団体の構成員であ -	の事項について確認・同意 ること、②重要事項説明書の	類のつえ、加入を1 内容、③重要事項部	依頼します。(※ 説明書添付の「ご加」	1)保険の対象とた 入内容確認事項」の内 	加入タイプ保(月額)	
保険の対象となる方 被保険者1	異なる場合のみ右欄に記入	漢字 1E15 カナ 1S04 1E05			1106 生年 月日 1107	額)1 (平成) 2 年	(<u>令和</u>)3	A 加入者 [1 からみた 2 桁コード P. コード	108]
	★他の保険 1109契約等※	漢字 ありの!	被保険者氏名	保険会社·共済会	性別	保険種類	満期日 (補償の終了す		·額·支払限度額 金額 単位:万円)
保	あり 1 2110 ご加入者	の 場合 カナ 2S11 2S12						加入タイプ保	
保険の対象となる方被保	住所 所 異なる場合に記入 2103 変の 一 2103 変した 1	〒 23113 漢字 2E14 次字 2E15 カナ 2504	ペンフし 食プラ	ノットを ザまでな	お閲し	望の記	場合()) せく	А	330円 _B 108 持柄
保険者2人目	★他の保険 2109契約等※ あり	ありの場合	被保険者氏名	保険会社・共済会	会社	保険種類	満期日(補償の終了す		額・支払限度額金額単位:万円)
	協 受付連番	加入依頼書	型約の全部または一部の受付日 所属コード	二対して支払責任が同じであ 所属名	ある他の保険契約ま 担当者コード	たは共済契約をし 担当者			食料 円 引作成 23T-002763
預金振込日・	☆口座振を ・払込日 毎月5	を依頼書	・自動払込	支払口座利用となります 利用申込書(仮 ができるが一つをご指定く	②·伽) 組(************************************	合員番号 生活協同組合コーフ 壁から預金口座振替 気頼します。(ゆうち。	プこうべ(以下甲という) によって支払うことと	から請求された金をしたいので、預金口	頃を私名義の左記預]座振替規定を確約
以外の金融機関は	当 1 普)	通預金 2 当	(信金)(信組) ()(農協) ()(農協) ()(農協)	(支店)	田 卸中 2. 振を書ままこ。 3. こま	から貴店に請求書た が金融機関休業日の が上支払ってと関係 の上支払ってと関係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が送付されたときは、 り場合には翌営業日)に い。この場合は、現会は、 改書の提出または小切号 書記載金額が預金口座 う金額を含む。)をこえる	私に通知することを 語求書記載金額を 金規定または当座動 Fの振出しはしませから払戻すことので るときは、私に通知 ら請求のあっません。 書面により届出ます。	にく、毎月所定日(当 預金口座から引落と 定規定にかかわらず、 ん。 たる金額(当座貸越 することなく、請求 質(振替請求額の金額 。なお、届出がない
ゆうちょ銀行フリ	3 0 払込先□座番号	記号(※欄は通帳の版 数字がある場合 のの950-8-	*	がで記入し、スペースとなる桁には[0]を 加入者名 生活協同組合コー	で記入ください) 4. こっ に ※ ゆう	限り、貴店はこの契の預金口座振替につは迷惑をかけません	型約が終了したものとし いてかりに紛議が生し	って取り扱ってさし うても、一切私と甲 定が適用されます。	つかえありません。 の間で解決し、貴店 以上
金融機	関コード		H	押し	押印ください。) 1.口 記号、 ※本保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Á箇所に○印を付け、 座取引なし 2.記載。 番号、□座名義)3.! 弦頼書・申込書に不備が ごさい	がありましたら、下記宛にで 33番19号 〒658-855	。 重目、) <u>""返送</u>	



組合員番号を忘れずご記入ください。

必ず加入者本人がご署名ください。

月払保険料を○で囲ってください。

加入者からみた被保険者の「続柄」をご記入ください。 (下記表①をご参照ください。)

「他の保険契約等」について「あり」の場合は、詳細を ご記入ください。

卿 傷害保険、医療保険、個人賠償責任保険 など

訂正の際は、二重線で消し、組合員の訂正署 名を記して訂正してください。



中途加入の場合の補償開始日とは…

毎月 20 日が加入依頼書提出の締切日です。 締切日の翌月の1日が補償開始日です。

★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。 ご注意ください。※1

※1 すべての補償について「他の保険契約等」が告知事項となります

	表① 加入者からみた続柄<2桁コード一覧>						
01	本 人	02	配偶者	03	父 母	04	子
05	兄弟姉妹	06	祖父母	07	孫	08	その他親族

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

契約

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、 本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(2)保険料の払込方法

「マークのご説明」 保険商品の内容を ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益に なる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ι ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を 請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本と 調が9 る権村、休険美利を解析りる権利等は原則としてこ美利者が付します。こ美利名となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

"保険金をお支払いしない主 "保険金をお支払いする主な場合 な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

3 相関の単複に対象のと注息 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償の 容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあ ります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償さ れますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償 内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。 ●個人賠償責任補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保 険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただく こととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 にしている。シートでは、いからいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、 保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏ま えご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期 ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット 等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い 対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み - -くタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフ ご加入いただ レット等をご確認ください。

・払込回数に ついては、パンフレット等をご確認ください。

-括払込みが必要な場合について (3)保険料の-

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について (※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。) ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合 ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合 ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに 集金されなかった場合 等

集金されなかった場合 等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての
・1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての

補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項 п

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項がつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については

「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、 ★や今のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。 ※交通事故傷害危険のみ補償特約をセットした傷害補償、個人賠償責任補償、弁護士費用等補償

については、他の保険契約等*を締結されている場合はその内容が告知事頂(★)となります。
* この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契 約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

3



契約 (組) 機関



2 クーリングオフ ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を

がし、保険金や取べる特定のがに指定する場合は、かり、保険の対象となるがの目息を 得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意 のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に 対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》ま でお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 🧘

- 現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。 ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。 ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対
- 象となる方の年齢により計算されます。
- 家とゆる刀の平断によります。 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。 ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。 ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。 ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ない場合があります。 ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この
- 場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

[週刊事項] 加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務」をご参照ください。

[その他で連絡いただきたい事項] ●すべての補償共通

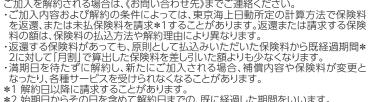
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

に加入後の変更」 ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申し出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、 《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる 方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、 更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料] 保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、 《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本 は、 で、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

度新加入抵抗音等記載の73台」 更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員 コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願い いたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更があ る場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取り扱い

●保険契約者である生活協同組合コープこうべは引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本

契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの 提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行 うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医 療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に より、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。 ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保 険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する 関係先、金融機関等に対して提供すること ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会 社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企 業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再 保険引受会社等に提供すること

- (国内体院契約)の神橋、更新・管理、内体院並又払等に利用するために、国内外の内保険引受会社等に提供すること (国権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権 の管理・行使のために、その担保権者に提供すること (⑤更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
 ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。
 ●保険契約者である生活協同組合コープこうべは本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。個人情報を設定関する詳細内容は、生活協同組合コープこうべのホームページをご参照ください。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ∠ C./III.へいり収入用し、無対・星人事団による呼ばに りいて
 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
 ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
 その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください

4 保険会社破綻時の取扱い等

● 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定 期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」 の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に 関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約 の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、 東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動 と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向 どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着する までの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただ きますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡 ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますの で、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取 人であることを確認するための書類 ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証

明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書 等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。) 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

高額療養費制度による給付額が確認できる書類

- ・附加給付の支給額が確認できる書類 ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類 ・東京海上日動の定める事故報告書 ・法律相談の日時、所要時間および内容についての書類

- 弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類
- ・原因事故*1の内容を確認できる客観的書類 *1 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一
- * I 法律相談おには开護工会性に至った事故おには事出をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
 ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 *1 注注 中の配理者に限います。 *1 法律上の配偶者に限ります
- ★ T 仏寺工の記録目に限りより。
 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを



得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。 保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

- 彫性かの会具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
 ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
 ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。 債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保

 - 険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の≪お問い合わせ先≫にて承ります。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争 解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し

並くと「リンこ」。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

の570-022808 〈通話料有料〉 受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時 (ナ・ロ・祝田・年末年始はお休みとさせていただきます。

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。) 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありませ た。計算につきましては、「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください (ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.ip

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ (保険金請求)

ത്ത് 0120-720-110

24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に 重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申 し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。 □保険料·保険料払込方法 □保険金額、免責金額(自己負担額) 一保除期間 □保険金をお支払いする主な場合 □保険の対象となる方
- 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万-ー、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関 し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約があされているとき等、補償 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。 れているとき等、補償範囲が重複することがあります。

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

「交通事故等*1」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

に含みます。

|交通事故等*1]により、保険の対象となる方がケカ*2をした場合に保険金をお支払いします。
*1 交通事故等とは以下のものをいいます。
●運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故
●運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故
●乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内
における事故
●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
●交通乗用具*3の火災による事故
等
*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、
外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。
*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。
保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当
する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いしない主な場合 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 後遺障害 保険金 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(集日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 基 入院保険金 本特約+交通事故傷害危険のみ補償特 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1ま たは先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生 労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。) をいいます (詳細につい 手術保険金 ては厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過 した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とし ます。 通院保険金 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険 金は重複してはお支払いできません。

・保険の対象となる方の故意または 重大な過失によって生じたケガ

保険金の受取人の故意または重大 な過失によって生じたケガ(その方 が受け取るべき金額部分)

保険の対象となる方の闘争行為、自殺行 為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をして

いる場合に生じたケガ

脳疾患、疾病または心神喪失によっ て生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によっ

て生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金

が支払われるケガを治療する場合 を除きます。)によって生じたケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運

転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガむちうち症や腰痛等で、医学的他覚

所見のないもの

グライダー、飛行船、超軽量動力機、 ジャイロプレーン等に搭乗している 間に生じた事故によって被ったケガ 職務として荷物等の積込み作業、積 卸し作業または整理作業をしてい る間のその作業によるケガ

職務として交通乗用具の修理、点検、整備、 清掃をしている間のその作業によるケガ 極めて異常かつ危険な方法で交通

乗用具に搭乗している間のケガ

※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」

ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、 線副子等およびハローベストをいいます。

タイプ	【ご家族おひとり目のご加入は】 🗘 タイプ	【ご家族おふたり目以降のご加入は】 \mathbf{B}_{91} プ		
保険料(月額)	<i>670</i> ⊨	<i>330</i> ⊢		
死亡•後遺障害保険金額(本人型)*5	250万円	250万円		
入院保険金日額(本人型)*5	3,000円	3,000円		
手術保険金*1(本人型)*5	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円 の手術 15,000円	入院中30,000円 入院中以外15,000円 の手術30,000円 の手術		
通院保険金日額(本人型)*5	2,000円	2,000円		
個人賠償責任補償保険金額(家族型)*2*3	国内無制限・国外1億円 (国内のみ示談交渉サービス付き)	X		
弁護士費用等保険金額(家族型)*2*3	300万円	×		

- ※保険期間中に、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。
 *1 手術保険金のお支払い額は、入院中は、入院保険金日額の10倍、入院中以外は、入院保険金日額の5倍となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 *2 保険の対象となる方(被保険者)は、ご本人(加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方)、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様が対象となります。個人賠償責任において、ご本人が未成年者または上述の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親係をおよびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 *3 ご本人またはご家族が、補償内容が同様の補償・特約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約について今一度ご確認ください。

【上記*2における用語の解説】

- 【上記*2における用語の解説】
 (1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
 ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 (2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。 (3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 *4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
 *5 保険の対象となる方は、ご本人となります。

「コープこうべの団体保険」(団体終合生活保険に関するご案内)

「コーノこうへの団体体験」(団体総合主治体験に関するご案内)						
保険の対象となる方 (被保険者)ご本人	保険の対象となる方(被保険者)本人には次の①~③のうちいずれかおひとりをご指定ください。 ①組合員本人 ②上記①の配偶者、子ども、両親、兄弟(「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」は問わない) ③上記①の同居している親族(「生計を共にする」「血族か姻族か」は問わない) 【用語のご説明】 このパンフレットで使用する主な用語についてご説明します。 ●ご加入者(組合員) (加入のお申し込みをされるお客様): この保険にお申し込みいただく方をいいます。 ●被保険者: 保険の対象となる方。 ●親族: 6親等内の血族の方と3親等内の姻族の方をいいます。(配偶者を含みません。)					
補償開始日	毎月20日がご加入手続きの締切日です。中途加入の補償開始日は締切日の翌月1日午後4時からとなります。 初回保険料の振替は、補償開始月の翌月5日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。					
保険期間	この保険の保険期間は2024年7月1日午後4時から2025年7月1日午後4時までです。保険期間の中途でご加入いただいた場合も、2025年7月1日午後4時までが補償期間となります。前年同等プランで更新される方(今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方)につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)。					
契約を変更したい場合	保険期間の中途でご加入者からの申し出による保険金額(ご契約金額)の増額等はできません。詳細については、株式会社コープエイシスまでお問い合わせください。ご連絡内容によって、必要な書類を郵送いたします。書類のご提出締切日(受付日)は、毎月20日です。締切日の翌月1日が保険責任の開始日となります。					
契約を解約したい場合	株式会社コープエイシスまでお問い合わせください。解約に必要な書類を郵送いたします。書類のご提出締切日(受付日)は、毎月月末です。 締切日の翌月の1日が保険責任の終了日となります。					
生協を脱退される場合	この保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員が現在ご加入の生協を脱退(転居含む)等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。詳細については、株式会社コープエイシスまでお問い合わせください。					
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。					
その他	●初回保険料が振替不能の場合、その翌月に初回と翌月分をあわせて2か月分を振替ます。 ●複数種目加入の方については、1組合員番号で引き落とし口座の設定は1つとなり、組合員番号ごとの合算請求となりますので、保険料が振替不能となった場合は全種目が解除となります。 ●「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(管向確認事項)」を必ずご確認ください。					

ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

料金受取人払郵便

東灘局 承 認

差出有効期限 2025年12月31日まで 切手を貼らずにお出しください

6588790

神戸市東灘区田中町5-2-1

コープ保険プラザ

株式会社 コープエイシス 保険事業部コープこうべの団体保険担当行

お申し込み有効期限 2025年5月20日

「自転車事故補償プラン」の お申し込みは郵送もできます。

左記宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒 に貼り付け、住所・氏名をお書きの上お送りください。 通常郵便より2・3日遅い到着とになります。

【賠償責任に関する補償】

人賠償責任補償

特約

|士費用等補償特約(人格権侵害

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律

- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他
- 人の財物を壊した場合

 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財

理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
■電車等*1を運行不能にさせた場合
■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われ

方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用臭をいいます。
*2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模

以下のものは支配的にはあるればとか。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

保険金をお支払いしない主な場合

対象となる方が被る損害
■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
■受託品の電気的または機械的事故
■受託品の電気的または機械的事故
■受託品の電き忘れまたは紛失*4
■許恵またはは

■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
*3 自転車やゴルフ場か地内におけるゴルフ・カートを除きます。
*4 胃きたカまたは紛生後の次難を令みませ

*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食 事、入浴等の行為を含みます。

【弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合

国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律

■ 高別かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2 ■ 急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2 または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合また

▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の 背号等から生いた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。

*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
*7 弁護士または司法書士をいいます。
*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*10を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

思をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害

*・ 実約有または保険の対象となる力等の放息または重大な過失によって生じた損害・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害・麻薬・大麻、あへか、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛

・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3

・射物の取扱、自然の消耗法には多れ、変色、とび、かび、びび割れ等による射物の損壊等*3・ ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって 生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3

・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛

・環境がアナンの有害は特性に起因する身体の障害*2または精神的苦痛・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛・暖務の遂行に関する精神的苦痛・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3

・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務 者*4である場合
・保険契約または共済契約に関する原因事故*6

*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
*2 病気またはケガをいいます。
*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同

*5 類似の間面としていず事実上類別関係と同様の事情にある方の含め「浄土の性別が同一であるが婚別関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。

*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

この保険は、生活協同組合コープこうべを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として生活協同組合コープこうべが有します。 このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<ご注意>現在ご加入の方につきましては、更新案内記載の締切までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補 償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

株式会社コープエイシスにおけるお客様の個人情報の取扱いについて

個人情報の取り扱い

保険契約者である生活協同組合コープこうべは引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契 約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非 公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

公開情報(センティノ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な連宮の健保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険仕座占を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のブループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等には引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【改定のご案内】

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせて ご確認ください。